



# 高校生等奨学給付金制度

～奨学のための給付金～

非課税世帯を対象に、授業料以外の教育費を支援します！  
※返済は不要です！！

## ●対象者

次のすべての要件を満たすこと。

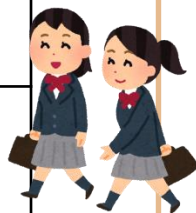
- ①居住地・・・保護者等が長野県に住んでいること。  
(県外在住の場合は、在住の都道府県へ申請)
- ②収入基準・・・生活保護(生業扶助)受給世帯 または  
道府県民税所得割額・市町村民税所得割額  
非課税世帯 であること。
- ③基準日(7/1)に在学していること。

●申請がなければ受給することはできません。

## ●給付額

課程や扶養されている子供の人数等によって給付額は異なります。

世帯区分		全日制 定時制	通信制
生活保護世帯 (生業扶助)		32,300円	
市町村民税 所得割額 非課税世帯(※)	第一子	84,000円	36,500円
	第二子以降	129,700円	



※ 非課税世帯には、オンライン学習に係る通信費相当額の加算支給(年額10,000円)あり。

詳しくはこちら → <https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/koko/gakko/gakko/hi-kyuhukin.html>

## 問合せ先

長野県梓川高等学校事務室 〒390-1401 松本市波田10000-1

TEL:0263-92-2119

FAX:0263-91-1027

受付時間: 平日 8:30~17:00